



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年3月4日金曜日 第1638号

◇ 目 次 ◇ 規 則

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則.....	231
農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則.....	234

告 示

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正.....	234
愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正.....	234
県営土地改良事業の換地処分（3件）.....	234
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	234
森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正.....	235
漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）.....	235
落札者等の告示.....	235
鹿川敷地等の発生（7件）.....	235
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止（3件）.....	237
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	238
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	240
都市計画の変更（一部変更）（2件）.....	244

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（3件）.....	244
--------------------------------	-----

教育委員会規則

愛媛県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則.....	245
---	-----

公安委員会告示

指定講習機関の届出事項の変更.....	245
運転免許取得者教育を行う者の届出事項の変更.....	245

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第6号

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則

（食品衛生法施行細則等の一部改正）

第1条 次に掲げる規則の規定中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

- (1) 食品衛生法施行細則（昭和23年愛媛県規則第62号）様式第3号の2注意2(3)及び(4)
- (2) 理容師法施行細則（昭和31年愛媛県規則第44号）様式第6号（その2）注意事項2

- (3) クリーニング業法施行細則（昭和31年愛媛県規則第58号）第4号様式（その2）注意事項2(1)及び第4号の2様式（その2）注意事項2(1)
- (4) 美容師法施行細則（昭和32年愛媛県規則第65号）様式第6号（その2）注意事項2
- (5) 愛媛県身体障害者福祉法施行細則（昭和34年愛媛県規則第24号）様式第16別紙1注8(1)、同様式別紙2注9(1)、同様式別紙3注10(1)、同様式別紙4（その1）注6(1)、同様式別紙5（その1）注6(1)、同様式別紙6（その1）注6(1)及び様式第17
- (6) 愛媛県県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）第3条第2項第7号、第8条第4項第2号、第10条第2項各号及び第17条の8第2項第1号
- (7) 児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）様式第12号別紙1注8(1)、同様式別紙2注8(1)、同様式別紙3注10(1)及び様式第13号
- (8) 愛媛県知的障害者福祉法施行細則（昭和37年愛媛県規則第10号）様式第4号別紙1注8(1)、同様式別紙2注8(1)、同様式別紙3注10(1)、同様式別紙4注6(1)、同様式別紙5（その1）注6(1)、同様式別紙6（その1）注6(1)、同様式別紙7注6(1)及び様式第5号
- (9) 愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和40年愛媛県規則第19号）第3条第2項第2号、様式第1号（その2）の裏面記載上の注意8(2)及び様式第37号（その2）（裏面）記載上の注意9(2)
- (10) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成11年愛媛県規則第31号）様式第2号別紙1注3(1)、同様式別紙2注2(1)、同様式別紙3注4(1)、同様式別紙4注3(1)、同様式別紙5注4(1)、同様式別紙6（その1）注4(1)、同様式別紙7（その1）注4(1)、同様式別紙7（その2）注3(1)、同様式別紙8（その1）注2(1)、同様式別紙8（その2）注3(1)、同様式別紙8（その3）注3(1)、同様式別紙9注4(1)、同様式別紙10注3(1)、同様式別紙11注4(1)、同様式別紙12注3(1)、同様式別紙13付表注2(1)、同様式別紙14注2(1)、同様式別紙15注3(1)、同様式別紙16付表（その1）注3(1)、同様式別紙16付表（その2）注3(1)、同様式別紙16付表（その3）注3(1)及び様式第5号
- (11) 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成12年愛媛県規則第8号）第2条第1項第6号、第3条第1項並びに第13条第1項第3号及び第2項
- (12) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）第7条第2項第1号及び第4号、第11条第5項、様式第1号（裏）添付書類1及び4、様式第3号（裏）添付書類1及び3、様式第4号（裏）添付書類1(1)及

び⁽⁴⁾、様式第5号添付書類1並びに様式第12号添付書類2

- (13) 医療法施行細則(平成14年愛媛県規則第43号)様式第41号注2⁽²⁾、様式第42号注2及び様式第48号注2
(建築士法施行細則の一部改正)

第2条 建築士法施行細則(昭和25年愛媛県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項第1号中「登記簿の謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

(建築基準法施行細則等の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

- (1) 建築基準法施行細則(昭和25年愛媛県規則第78号)第11条第3項第6号
(2) 愛媛県中小企業高度化資金貸付規則(昭和31年愛媛県規則第62号)様式第2号(その2)注3⁽¹⁾及び4ただし書、同様式(その3)注3⁽¹⁾及び4ただし書、同様式(その4)注3⁽¹⁾及び4ただし書並びに同様式(その5)注3⁽¹⁾及び4ただし書
(3) 温泉法施行細則(昭和51年愛媛県規則第28号)様式第11号注1⁽¹⁾

- (4) 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年愛媛県規則第58号)様式第2号注2、様式第5号注2、様式第10号注、様式第11号注及び様式第13号注

- (5) 愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年愛媛県規則第64号)様式第5号(裏)
(愛媛県海岸法施行細則等の一部改正)

第4条 次に掲げる規則の規定中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

- (1) 愛媛県海岸法施行細則(昭和32年愛媛県規則第43号)様式第6号添付書類2
(2) 水産業協同組合法施行細則(昭和33年愛媛県規則第37号)第15条
(3) 愛媛県砂防指定地管理条例施行規則(昭和41年愛媛県規則第38号)様式第5号備考2
(愛媛県立都市公園条例施行規則の一部改正)

第5条 愛媛県立都市公園条例施行規則(昭和34年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に、「最近」を「、最近」に改める。

第6条第5号中「登記簿謄本等」を「登記事項証明書等」に改める。

(愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部改正)

第6条 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則(昭和39年愛媛県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第6条中「の各号」を削り、「具し」を「調製し」に改め、同条第11号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第8条中「の各号」を削り、「具し」を「調製し」に改め、同条第7号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第9条中「の各号」を削り、「具し」を「調製し」に改

め、同条第9号中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

第17条第1項及び第18条第1項中「登載された」を「記録されている」に改める。

第33条中「の各号」を削り、「具し」を「調製し」に改め、同条第9号中「登記簿又は登録簿の謄本」を「登記事項証明書又は登録簿謄本」に改める。

(愛媛県急傾斜地崩壊危険区域管理規則の一部改正)

第7条 愛媛県急傾斜地崩壊危険区域管理規則(昭和44年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「法人登記簿の抄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

様式第7号備考2中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

(愛媛県会計規則の一部改正)

第8条 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1区分の項支出負担行為に必要なおもな書類の欄中「おもな」を「主な」に改め、同表17公有財産購入費の項同欄中「謄本又は抄本」を「事実を証明する書類」に改める。

(都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部改正)

第9条 都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則(昭和46年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号、第4条の4第2項第2号ア及び様式第6号の4注2⁽²⁾ア中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第9号注3中「登記簿謄本等」を「登記事項証明書等」に改める。

(愛媛県農村地域工業等導入促進条例施行規則の一部改正)

第10条 愛媛県農村地域工業等導入促進条例施行規則(昭和48年愛媛県規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第9号中「助成事業者 氏 名[㊦]」を「助成事業者 [㊦]」に、「日付け」を「日付」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第11条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

様式第1号注9⁽¹⁰⁾及び⁽¹⁵⁾中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第2号注4⁽⁸⁾中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第6号注9⁽¹⁰⁾及び⁽¹⁵⁾、様式第11号注6⁽⁵⁾及び⁽¹⁰⁾並びに様式第12号注6⁽²⁾イ及びオ並びに⁽³⁾オ中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部改正)

第12条 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則(平成12年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正

する。

第2条第2項第4号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第7号注3中「登記簿謄本と」を「戸籍謄本と」に、「登記簿謄本を」を「登記事項証明書を」に改める。

(愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部改正)

第13条 愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則(平成12年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第7号中「いう。以下同じ」を「いう。以下「後見登記事項証明書」という」に改め、同項第12号及び第13号中「登記事項証明書」を「後見登記事項証明書」に改め、同項第14号中「登記事項証明書若しくは登記簿の謄本」を「後見登記事項証明書又は登記事項証明書」に改め、同項第15号中「登記事項証明書」を「後見登記事項証明書」に改める。

第3条第2項第7号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第8号、第13号及び第14号中「登記事項証明書」を「後見登記事項証明書」に改め、同項第15号中「登記事項証明書若しくは登記簿の謄本」を「後見登記事項証明書又は登記事項証明書」に改め、同項第16号中「登記事項証明書」を「後見登記事項証明書」に改める。

様式第1号注5(6)中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同様式注5(7)中「いう。以下同じ」を「いう。以下「後見登記事項証明書」という」に改め、同様式注5(12)及び(13)中「登記事項証明書」を「後見登記事項証明書」に改め、同様式注5(14)中「登記事項証明書若しくは登記簿の謄本」を「後見登記事項証明書又は登記事項証明書」に改め、同様式注5(15)中「登記事項証明書」を「後見登記事項証明書」に改める。

様式第3号注5(7)中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同様式注5(8)中「いう。以下同じ」を「いう。以下「後見登記事項証明書」という」に改め、同様式注5(13)及び(14)中「登記事項証明書」を「後見登記事項証明書」に改め、同様式注5(15)中「登記事項証明書若しくは登記簿の謄本」を「後見登記事項証明書又は登記事項証明書」に改め、同様式注5(16)中「登記事項証明書」を「後見登記事項証明書」に改める。

様式第5号注5(1)カ中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同様式注5(1)キ中「いう。以下同じ」を「いう。以下「後見登記事項証明書」という」に改め、同様式注5(1)シ及びス中「登記事項証明書」を「後見登記事項証明書」に改め、同様式注5(1)セ中「登記事項証明書若しくは登記簿の謄本」を「後見登記事項証明書又は登記事項証明書」に改め、同様式注5(1)ソ中「登記事項証明書」を「後見登記事項証明書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に交付された不動産登記法(平成16年

法律第123号。以下「新不動産登記法」という。)による改正前の不動産登記法(明治32年法律第24号。以下「旧不動産登記法」という。)第21条第1項(旧不動産登記法第24条ノ2第3項において準用する場合を含む。)に規定する登記簿の謄本又は抄本は、第1条の規定による改正後の愛媛県立自然公園条例施行規則第10条第2項第1号及び愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第7条第2項第4号の規定、第3条の規定による改正後の建築基準法施行細則第11条第3項第6号の規定、第5条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例施行規則第6条第5号の規定、第6条の規定による改正後の愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第6条第11号、第8条第7号、第9条第9号及び第33条第9号の規定、第9条の規定による改正後の都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則第2条第1項第1号及び第4条の4第2項第2号アの規定並びに第12条の規定による改正後の租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則第2条第2項第4号の規定の適用については、これを登記事項証明書とみなす。新不動産登記法附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第21条第1項(新不動産登記法附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第24条ノ2第3項において準用する場合を含む。)又は新不動産登記法附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第24条ノ2第3項の規定において準用する旧不動産登記法第21条第1項に規定する登記簿の謄本又は抄本も、同様とする。

3 この規則の施行前に交付された不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号。以下「整備法」という。)第52条の規定による改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号。以下「旧商業登記法」という。)第11条第1項に規定する登記簿の謄本又は抄本は、第1条の規定による改正後の愛媛県立自然公園条例施行規則第3条第2項第7号、第8条第4項第2号、第10条第2項第2号から第4号まで及び第17条の8第2項第1号、愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則第3条第2項第2号、知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第2条第1項第6号、第3条第1項並びに第13条第1項第3号及び第2項並びに愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第7条第2項第1号及び第11条第5項の規定、第2条の規定による改正後の建築士法施行細則第18条の2第2項第1号の規定、第4条の規定による改正後の水産業協同組合法施行細則第15条の規定、第5条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例施行規則第5条第2項第4号の規定、第7条の規定による改正後の愛媛県急傾斜地崩壊危険区域管理規則第8条第2項の規定並びに第13条の規定による改正後の愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則第2条第2項第6号及び第14号並びに第3条第2項第7号及び第15号の規定の適用については、これを登記事項証明書とみなす。整備法第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされる旧商業登記法第11条第1項に規定す

る登記簿の謄本又は抄本も、同様とする。

- 4 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第7号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和35年愛媛県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第11条の4第1項、第11条の8第1項、第11条の14第1項又は第11条の15の3第1項」を「第11条の7第1項、第11条の23第1項、第11条の29第1項又は第11条の32第1項」に改める。

第10条第1項中「第11条の4第3項、第11条の8第3項、第11条の14第3項又は第11条の15の3第3項」を「第11条の7第3項、第11条の23第3項、第11条の29第3項又は第11条の32第3項」に改め、同条第2項中「第11条第4項」の下に「又は第11条の7第4項」を、「信用事業規程」の下に「又は共済規程」を加え、同項第1号中「総会（総代会）議事録抄本」の下に「（総会又は総代会の決議を経ることを要しない場合は、理事会議事録抄本）」を加える。

第14条の2第1号を次のように改める。

(1) 登記事項証明書

第14条の5第1号中「登記簿の謄本（）」を「登記事項証明書（）」に、「登記簿の謄本及び」を「、登記事項証明書及び」に改める。

第14条の6第1号を次のように改める。

(1) 登記事項証明書

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第14条の2第1号、第14条の5第1号及び第14条の6第1号の改正規定は、同年3月7日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第468号

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成17年3月7日から施行する。

この告示の施行前に交付された不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号。以下「整備法」という。）第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号。以下「旧商業登記法」という。）第11条第1項に規定する登記簿の謄本は、改正後の製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱第3条第2項第3号及び第6条の規定の適用については、これを登記事項証明書とみなす。整備法第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされる旧商業登記法第11条第1項に規定する登記簿の謄本も、同様とする。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

第3条第2項第3号を次のように改める。

(3) 会社又は法人の登記事項証明書

第6条中「商業登記簿謄本」を「その者の登記事項証明書」に改める。

○愛媛県告示第469号

愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成3年8月愛媛県告示第1288号）の一部を次のように改正し、平成17年3月7日から施行する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

様式第3号注3(2)中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

○愛媛県告示第470号

平成17年2月25日県営中山間地域総合整備事業いよ高縄地区（猿川原工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第471号

平成17年2月25日県営中山間地域総合整備事業内山地区（宮ノ下工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第472号

平成17年2月25日県営中山間地域総合整備事業内山地区（ノマズ工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第473号

大洲市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・出海地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

市営土地改良事業（農業用道路整備事業・出海地区）計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成17年3月7日から4月4日まで
- 3 縦覧場所
大洲市役所

○愛媛県告示第474号

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）の一部を次のように改正し、平成17年3月7日から施行する。

この告示の施行前に交付された不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号。以下「整備法」という。）第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号。以下「旧商業登記法」という。）第11条第1項に規定する登記簿の謄本は、改正後の森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱第3条第2項第1号及び第6条の規定の適用については、これを登記事項証明書とみなす。整備法第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされる旧商業登記法第11条第1項に規定する登記簿の謄本も、同様とする。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 会社又は法人の登記事項証明書

第6条中「商業登記簿謄本」を「その者の登記事項証明書

」に改める。
様式第1号注3(1)を次のように改める。
(1) 会社又は法人の登記事項証明書

○愛媛県告示第475号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成17年3月4日から3月17日まで

○愛媛県告示第476号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成17年3月4日から3月17日まで

○愛媛県告示第477号

次のとおり落札者を決定した。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
電子入札システム用機器 一式	愛媛県土木部管理 局土木管理課技術 企画室技術情報係 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成17年2月21日	NECリース株式会 社四国支店 高松市中野町29番2 号	2,229,150円 (月額)	一般競争入札	平成17年1月11日

○愛媛県告示第478号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
二級河川中山川水系弘川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年3月4日
- 3 廃川敷地等の位置
西条市坂元字本郷上組甲428番1地先から甲428番8地先まで及び同市坂元字向原甲439番14地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 373.69平方メートル

○愛媛県告示第479号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
二級河川中山川水系猪狩川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年3月4日
- 3 廃川敷地等の位置
西条市氷見字切川出口丁37番4地先から字切川道丙776番1地先まで及び同市氷見字切川向山丁36番13地先から丁36番18地先まで
西条市氷見字切川道丙774番1地先

- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 1 411.07平方メートル

○愛媛県告示第480号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
二級河川中山川水系小松川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年3月4日
- 3 廃川敷地等の位置
西条市小松町新屋敷字白谷乙23番10、乙24番4及び乙24番5並びに字奥砂甲2470番6及び甲2470番7の各地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 149.59平方メートル

○愛媛県告示第481号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
二級河川中山川水系安井谷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年3月4日
- 3 廃川敷地等の位置
西条市小松町安井字賀久井原甲26番5地先から甲40番9地先まで
西条市小松町安井字川向甲13番5地先及び甲13番11
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 232.90平方メートル

○愛媛県告示第482号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県松山地方局伊予土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
二級河川森川水系荒谷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年3月4日

- 3 廃川敷地等の位置
伊予市三秋字木原甲1010番3地先から甲1010番6地先まで及び同市三秋字木原甲1012番5地先

伊予市三秋字栗木原甲1010番11地先から甲981番3地先まで及び同市三秋字ヲトシバタ乙127番6地先から同市三秋字佛谷甲953番1地先まで

- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 2 895.28平方メートル

○愛媛県告示第483号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県松山地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
一級河川重信川水系添谷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年3月4日
- 3 廃川敷地等の位置
東温市松瀬川字漆谷甲1933番7地先から甲1926番3地先まで及び同市松瀬川字漆谷甲1932番2及び甲1932番7の各地先
東温市松瀬川字漆谷乙95番11地先から甲1918番4地先まで及び同市松瀬川字漆谷甲1920番5地先から甲1919番4地先まで
東温市松瀬川字漆谷甲1927番3地先から甲1925番地先国所有地の地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 793.47平方メートル

○愛媛県告示第484号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県松山地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
一級河川重信川水系一ヶ谷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年3月4日
- 3 廃川敷地等の位置
東温市則之内字一ヶ谷甲2679番9及び甲2679番4の各地先並びに同市則之内字一ヶ谷甲2646番5地先から甲2644番2地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 99.05平方メートル

○愛媛県告示第 485 号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
単流 風呂ヶ谷川	右岸 西条市大字中野字新堂甲1622番2地先から 同市大字中野字新堂甲1572番3地先まで 左岸 西条市大字中野字新堂甲1738番2地先から 同市大字中野字新堂甲1740番3地先まで
単流 薬師谷川	右岸 西条市大字洲之内字山田甲1347番地先 左岸 西条市大字洲之内字山田甲1376番2地先から 同市大字西田字伊雑甲432番2地先まで
単流 射場ヶ谷川	右岸 西条市大字洲之内字山崎甲851番4地先から 同市大字安知生字鍛冶分261番1地先まで 左岸 西条市大字洲之内字山崎甲934番2地先から 同市大字安知生字鍛冶分264番地先まで
単流 天神谷川	右岸 西条市大字洲之内字上郷甲397番地先から 同市大字洲之内字矢倉ノ下甲382番2地先 まで 左岸 西条市大字洲之内字上郷甲399番2地先から 同市大字洲之内字矢倉ノ下甲401番2地先 まで
単流 東谷川	右岸 西条市大字洲之内字上郷甲84番1地先から 同市大字洲之内字上郷甲117番3地先まで 左岸 西条市大字洲之内字上郷甲54番1地先から 同市大字洲之内字上郷甲327番9地先まで
単流 大谷川	右岸 西条市大字洲之内字山崎甲957番地先から 同市大字安知生字中須賀680番地先まで 左岸 西条市大字洲之内字山崎甲965番1地先から 同市大字安知生字中須賀688番1地先まで
単流 赤ヶ谷川	右岸 西条市大字西泉字神場乙237番地先から同 市大字坂元字鳩打甲502番7地先まで 左岸 西条市大字西泉字神場乙239番2地先から 同市大字榑木字旭田組82番2地先まで
少々支流 姥橋川	右岸 西条市大字榑木字姥橋西組350番2地先から 同市大字榑木字榑組329番地先まで 左岸 西条市大字榑木字姥橋西組351番7地先から 同市大字榑木字姥橋西組359番2地先まで

○愛媛県告示第 486 号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
支流 奥山川	右岸 西宇和郡三崎町三崎420番地先から同町三 崎572番地先まで 左岸 西宇和郡三崎町三崎380番地先から同町三 崎573番地先まで
支流 奥山川	右岸 西宇和郡三崎町三崎2661番地先から同町三 崎2695番地先まで 左岸 西宇和郡三崎町三崎2656番地先から同町三 崎2639番地先まで
支流 平田川	右岸 西宇和郡三崎町三崎2752番地先から同町三 崎2567番3地先まで 左岸 西宇和郡三崎町三崎2753番地先から同町三 崎2865番地先まで
支流	右岸 西宇和郡三崎町三崎3153番地先から同町三

二レ谷川	左岸 崎2467番1地先まで 西宇和郡三崎町三崎3152番地先から同町三 崎2468番地先まで
幹流 谷口川	右岸 西宇和郡三崎町三崎3441番地先から同町三 崎1125番地先まで 左岸 西宇和郡三崎町三崎3442番地先から同町三 崎649番地先まで
支流 鳥越川	右岸 西宇和郡三崎町三崎3308番地先から同町三 崎1027番地先まで 左岸 西宇和郡三崎町三崎3308番地先から同町三 崎649番地先まで

○愛媛県告示第 487 号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
小々支流 松尾川	右岸 南宇和郡愛南町小山2024番1地先から同町 小山1703番2地先の町有地地先まで 左岸 南宇和郡愛南町小山2025番地先から同町小 山1685番地先まで
小々支流 立場谷川	右岸 南宇和郡愛南町小山1809番地先から同町小 山806番地先まで 左岸 南宇和郡愛南町小山1954番3地先から同町 小山755番地先まで
小支流 周者藪川	右岸 なし 左岸 南宇和郡愛南町小山1420番地先から同町小 山1157番4地先まで
小支流 小山川	右岸 南宇和郡愛南町小山2155番1地先から同町 小山2063番地先まで 左岸 南宇和郡愛南町小山2146番地先から同町小 山2002番地先まで
小支流 名元川	右岸 南宇和郡愛南町中川2916番地先から同町中 川963番1地先まで 左岸 南宇和郡愛南町中川2918番地先から同町中 川933番2地先まで
小支流 光野川	右岸 南宇和郡愛南町中川3093番地先から同町中 川1881番地先まで 左岸 南宇和郡愛南町中川3031番地先から同町中 川1903番地先まで
小支流 板の川	右岸 南宇和郡愛南町正木2864番地先から同町正 木2786番地先まで 左岸 なし
支流 小屋谷川	右岸 南宇和郡愛南町正木1634番1地先から同町 正木1585番地先まで 左岸 南宇和郡愛南町正木1614番2地先から同町 正木1590番地先まで
小支流 太田川	右岸 南宇和郡愛南町正木1791番地先から同町正 木1747番地先の町有地地先まで 左岸 南宇和郡愛南町正木1797番地先から同町正 木1838番2地先まで
小支流 深田川	右岸 南宇和郡愛南町正木879番地先の町有地地 先から同町正木1206番1地先の町有地地先 まで 左岸 南宇和郡愛南町正木881番地先の町有地地 先から同町正木1207番地先まで
支流 譲谷川	右岸 南宇和郡愛南町正木669番地先から同町正 木622番2まで 左岸 南宇和郡愛南町正木684番地先から同町正 木749番1地先まで
支流 工ノ木川	右岸 南宇和郡愛南町正木399番地先から同町正 木341番地先まで 左岸 南宇和郡愛南町正木409番地先から同町正 木342番地先まで
小支流	右岸 南宇和郡愛南町増田813番地先から同町増

遊子ノコ川	田958番 2地先まで 左岸 南宇和郡愛南町増田810番地先から同町増田839番 2地先まで
小支流 船ノ川	右岸 南宇和郡愛南町増田887番地先から同町増田1499番地先まで 左岸 南宇和郡愛南町増田890番地先から同町増田1819番地先まで
小支流 熊太郎川	右岸 南宇和郡愛南町増田1162番地先から同町増田1833番 1地先まで 左岸 南宇和郡愛南町増田1163番地先から同町増田1766番 2地先の町有地地先まで
小支流 堅木山川	右岸 南宇和郡愛南町増田1145番地先から同町増田1735番 2地先の町有地地先まで 左岸 南宇和郡愛南町増田1143番地先から同町増田1715番 2地先まで
小支流 東地川	右岸 南宇和郡愛南町増田3346番 7地先から同町増田2996番地先の町有地地先まで 左岸 南宇和郡愛南町増田3345番 4地先から同町増田2997番 1地先の町有地地先まで
小支流 国木原川	右岸 南宇和郡愛南町増田3226番地先から同町増田2997番 1地先の町有地地先まで 左岸 南宇和郡愛南町増田3377番地先から同町増田2998番 1地先の町有地地先まで
小支流 老農川	右岸 南宇和郡愛南町増田2725番地先から同町増田3483番地先まで 左岸 南宇和郡愛南町増田2726番 1地先から同町増田3484番 1地先まで
小支流 小谷口川	右岸 南宇和郡愛南町増田3880番地先の町有地地先から同町増田4689番 1地先まで 左岸 南宇和郡愛南町増田4538番 2地先から同町増田4686番地先の町有地地先まで
小支流 夏山谷川	右岸 南宇和郡愛南町増田3998番地先から同町増田4623番地先の町有地地先まで 左岸 南宇和郡愛南町増田3996番地先から同町増田4622番地先まで
小々流 円座川	右岸 南宇和郡愛南町増田4814番地先から同町増田4950番 2地先まで 左岸 南宇和郡愛南町増田4815番地先から同町増田4935番地先まで
小々流 大谷川	右岸 南宇和郡愛南町増田3673番地先から同町増田3769番 1地先まで 左岸 南宇和郡愛南町増田3675番地先の町有地地先から同町増田3770番地先まで
小支流 亀ヶ串川	右岸 南宇和郡愛南町増田193番地先から同町増田358番地先まで 左岸 南宇和郡愛南町増田185番地先から同町増田599番地先まで
支流 朽木谷川	右岸 南宇和郡愛南町広見345番地先から同町広見557番 3地先まで 左岸 南宇和郡愛南町広見344番地先から同町広見558番 4地先まで
支流 口目谷川	右岸 南宇和郡愛南町広見2931番地先から同町広見558番 1地先まで 左岸 南宇和郡愛南町広見2991番 1地先から同町広見1942番地先まで
小支流 大西川	右岸 南宇和郡愛南町広見1179番地先の町有地地先から同町広見3227番 2地先の町有地地先まで 左岸 南宇和郡愛南町広見1184番 2地先の町有地地先から同町広見3201番 2地先の町有地地先まで

○愛媛県告示第 488 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、今治市役所にお

いて告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年 3月 4日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町 122 番地

2 埋立区域

(1) 位置

ア A 箇所

今治市関前岡村甲1120番 2 から同甲1136番 5 までの地先公有水面

イ B 箇所

今治市関前岡村甲1136番 5 及び同甲1136番12の地先公有水面

(2) 区域

ア A 箇所

次の 1 点から 59 点までを順次直線で結んだ線並びに 59 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T . P . + 1.83メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（3 級基準点「関新 F 3」）は、北緯 34 度 11 分 05.7716 秒、東経 132 度 52 分 14.2360 秒の地点

1 点は、基点から真北 163 度 39 分 55 秒 137.52メートルの地点

2 点は、1 点から真北 123 度 50 分 09 秒 6.32メートルの地点

3 点は、2 点から真北 99 度 41 分 47 秒 2.73メートルの地点

4 点は、3 点から真北 121 度 38 分 58 秒 13.75メートルの地点

5 点は、4 点から真北 124 度 33 分 04 秒 19.06メートルの地点

6 点は、5 点から真北 126 度 04 分 50 秒 3.96メートルの地点

7 点は、6 点から真北 129 度 19 分 10 秒 15.35メートルの地点

8 点は、7 点から真北 132 度 06 分 48 秒 7.35メートルの地点

9 点は、8 点から真北 133 度 04 分 56 秒 12.86メートルの地点

10 点は、9 点から真北 133 度 14 分 58 秒 24.25メートルの地点

11 点は、10 点から真北 131 度 45 分 14 秒 15.64メートルの地点

12 点は、11 点から真北 129 度 35 分 18 秒 16.84メートルの地点

13 点は、12 点から真北 127 度 29 分 51 秒 12.15メートルの地点

14 点は、13 点から真北 125 度 47 分 07 秒 11.75メート

ルの地点

15点は、14点から真北 124 度08分22秒4 34メートル

の地点

16点は、15点から真北 211 度12分34秒1 48メートル

の地点

17点は、16点から真北 123 度04分49秒5 86メートル

の地点

18点は、17点から真北35度04分02秒1 50メートルの

地点

19点は、18点から真北 122 度53分07秒9 91メートル

の地点

20点は、19点から真北 122 度55分56秒 20 34 メートル

の地点

21点は、20点から真北 123 度13分30秒 14 56 メートル

の地点

22点は、21点から真北 123 度43分26秒 10 36 メートル

の地点

23点は、22点から真北 124 度33分11秒 14 86 メートル

の地点

24点は、23点から真北 126 度15分11秒8 06メートル

の地点

25点は、24点から真北 215 度28分16秒1 49メートル

の地点

26点は、25点から真北 127 度27分52秒5 70メートル

の地点

27点は、26点から真北38度05分37秒1 47メートルの

地点

28点は、27点から真北 128 度12分26秒2 31メートル

の地点

29点は、28点から真北 129 度58分22秒1 00メートル

の地点

30点は、29点から真北 130 度11分09秒2 39メートル

の地点

31点は、30点から真北 131 度58分49秒 17 45 メートル

の地点

32点は、31点から真北 136 度53分23秒7 80メートル

の地点

33点は、32点から真北 142 度57分51秒7 11メートル

の地点

34点は、33点から真北 150 度49分37秒7 50メートル

の地点

35点は、34点から真北 159 度18分13秒8 40メートル

の地点

36点は、35点から真北 167 度07分48秒8 06メートル

の地点

37点は、36点から真北 174 度27分38秒6 06メートル

の地点

38点は、37点から真北 170 度33分26秒7 73メートル

の地点

39点は、38点から真北 160 度37分03秒7 62メートル

の地点

40点は、39点から真北 151 度01分17秒7 52メートル

の地点

41点は、40点から真北 141 度51分09秒7 52メートル
の地点

42点は、41点から真北 131 度41分18秒6 94メートル
の地点

43点は、42点から真北 122 度25分19秒8 03メートル
の地点

44点は、43点から真北 120 度48分29秒 19 95 メートル
の地点

45点は、44点から真北 125 度13分07秒 11 90 メートル
の地点

46点は、45点から真北 129 度31分51秒7 69メートル
の地点

47点は、46点から真北 220 度22分20秒1 43メートル
の地点

48点は、47点から真北 129 度13分31秒6 04メートル
の地点

49点は、48点から真北39度57分48秒1 44メートルの
地点

50点は、49点から真北 129 度10分26秒6 17メートル
の地点

51点は、50点から真北 130 度54分03秒 20 10 メートル
の地点

52点は、51点から真北 131 度49分07秒7 81メートル
の地点

53点は、52点から真北 131 度17分31秒2 18メートル
の地点

54点は、53点から真北 135 度38分57秒2 05メートル
の地点

55点は、54点から真北 140 度25分08秒7 06メートル
の地点

56点は、55点から真北 149 度20分04秒6 26メートル
の地点

57点は、56点から真北 159 度41分04秒6 35メートル
の地点

58点は、57点から真北 167 度28分48秒6 36メートル
の地点

59点は、58点から真北 179 度09分40秒5 80メートル
の地点

イ B 箇所

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線並びに
11点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位 (T . P . +
1 83メートル) における公有水面と陸地との境界線に
より囲まれた区域

基点 (3 級基準点「関新 F 3」) は、北緯34度11分
05 7716 秒、東経 132 度52分 14 2360 秒の地点

1 点は、基点から真北 171 度45分57秒 84 45 メートル
の地点

2 点は、1点から真北 261 度24分35秒0 81メートル
の地点

3 点は、2点から真北 159 度14分51秒5 45メートル
の地点

4 点は、3点から真北 166 度32分13秒6 13メートル
の地点

- 5 点は、4 点から真北 258 度32分25秒1.49メートルの地点
- 6 点は、5 点から真北 162 度29分38秒4.72メートルの地点
- 7 点は、6 点から真北73度55分15秒1.53メートルの地点
- 8 点は、7 点から真北 164 度25分29秒7.73メートルの地点
- 9 点は、8 点から真北 153 度01分26秒 11.15 メートルの地点
- 10点は、9 点から真北 152 度04分38秒7.90メートルの地点
- 11点は、10点から真北 126 度49分43秒2.21メートルの地点

(3) 面積

- A 箇所 1,203.03平方メートル
- B 箇所 94.85平方メートル
- 合 計 1,297.88平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成3年3月19日 愛媛県指令河第224号

4 しゅん功認可年月日

平成17年3月4日

○愛媛県告示第489号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、伊方町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

伊方町

西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1

代表者 町長 中元 清吉

西宇和郡伊方町仁田之浜1250番地の1

2 埋立区域

(1) 位置

西宇和郡伊方町豊之浦字轆轤場527番4から同451番1に至る地先公有水面

(2) 区域

次の1点から3点までを順次直線で結んだ線並びに3点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.30メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西宇和郡伊方町九町字アキツ537番地に設置している三等三角点黄（45）八ツ松）は、北緯33度28分03.4634秒、東経132度18分56.9570秒の地点

1 点は、基点から真北53度13分14秒998.69メートルの地点

2 点は、1 点から真北 154 度41分36秒 60.00 メートル

の地点

3 点は、2 点から真北 244 度41分36秒 85.00 メートルの地点

(3) 面積

5,732.66平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和64年1月6日 愛媛県指令63河第1066号

4 しゅん功認可年月日

平成17年3月4日

○愛媛県告示第490号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

西の町

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱号11と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
四国中央市	土居町天満	2721番1	1号
		乙127番1	2号
		乙127番1	3号
		乙127番1	4号
		乙127番1	5号
		2720番	6号
		乙127番1	7号
		2719番1	8号
		2716番	9号
		2714番3	10号
		2714番2	11号

中村

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線、標柱7号と標柱8号を県道西条久万線山側官民境界線で結んだ線、標柱8号と標柱9号を結んだ線及び標柱号9と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
久万高原町	中組	1836番	1号
		1828番	2号
		1828番	3号
		1996番	4号
		2002番	5号
		1947番	6号
		1940番	7号
		1971番	8号
		1834番	9号

唐崎

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	大 字	字	地 番	標 柱
双海町	高岸	井手ノ上	甲1655番	1号
			甲1656番1	2号
		井手上	甲1659番地先	3号
			甲1659番	4号
		寺ノ脇	甲1663番	5号
			甲1663番	6号
		ウワサキ	甲2230番3	7号
		長畑	甲1994番	8号
		奥	甲1989番2	9号
		宮ノ下	甲1987番1	10号
		上サイ	甲1991番1	11号
		井手ノ上	甲1656番1	12号

加世

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
大洲市	白滝	甲1287番	1号
		甲1287番	2号
		甲1285番	3号
		甲1285番	4号
		甲1253番	5号
		甲1221番2	6号
		乙407番1	7号
		甲1193番5	8号
		甲1207番3	9号
		甲1211番	10号
		甲1279番	11号

奥

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
大洲市	長浜町出海	甲1199番	1号
		甲1199番	2号
		甲1226番	3号
		甲717番1	4号
		甲718番2	5号
		甲731番	6号
		甲1153番	7号
		甲1155番	8号
		甲1172番	9号
		甲1191番	10号
		甲1193番	11号

西谷

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱17号と標柱1号を市道(宇)中川33号線山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
西予市	宇和町空所	111番	1号
		110番	2号
		97番	3号
		117番	4号
		118番	5号
		127番	6号
		130番	7号
		147番1	8号
		147番1	9号
		144番	10号
		148番	11号
		154番	12号
		139番	13号
		124番	14号
		120番	15号
		114番	16号
		111番	17号

山崎

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線、標柱8号と標柱9号を市道(宇)1級路線3号線山側官民境界線で結んだ線、標柱9号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を市道(宇)岩城地区6号線山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
西予市	宇和町岩木	3588番2	1号
		3594番	2号
		3597番	3号
		3598番	4号
		3629番	5号
		3636番	6号
		3636番	7号
		871番	8号
		882番	9号
		883番1	10号
		894番1	11号

和霊北A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱18号までを順次結んだ線及び標柱18号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
宇和島市	和霊町	佛ヶ谷	1750番	1号
			1751番	2号
		中ノ城	1771番	3号
			1762番	4号

		1775番	5号
	肥波田	1777番	6号
		1822番	7号
	亀次	1823番1	8号
		1823番1	9号
		1186番	10号
	肥波田	1845番	11号
	亀次	1210番1	12号
	肥波田	1861番1	13号
		1861番1	14号
		1857番1	15号
		1843番	16号
		1842番	17号
		1849番1	18号

楠ヶ浦

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を町道奥浦大良線山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町	大 字	字	地 番	標 柱	
吉田町	奥浦	楠ヶ浦	乙235番7	1号	
			乙235番6	2号	
			乙235番2	3号	
			乙235番5	4号	
			乙215番	5号	
			乙214番1の2	6号	
			乙207番1	7号	
			乙195番	8号	
			乙191番	9号	
			乙191番	10号	
			乙192番	11号	
			間口	乙174番1	12号
				乙175番3	13号

年岡

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱14号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	大 字	地 番	標 柱
三間町	是延	211番	1号
		1170番1	2号
		1170番1	3号
		1170番1	4号
		1171番	5号
		1172番	6号
		1173番	7号
		1173番	8号
		1174番	9号
		1174番	10号
		198番2	11号
		242番1	12号
		233番1	13号
		225番	14号

嵐B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線、標柱14号と標柱15号を国道56号東側官民境界線で結んだ線、標柱15号から標柱21号までを順次結んだ線及び標柱21号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	字	地 番	標 柱	
津島町	嵐	清水	259番1	1号
		石神	乙80番13	2号
		石神	乙80番13	3号
		石神	乙79番1	4号
		宮ノ奥	乙77番1	5号
		嵐	189番	6号
		嵐奥	乙52番	7号
		嵐	乙47番1	8号
		嵐	118番1	9号
		嵐	乙48番3	10号
		嵐	乙35番	11号
		嵐	乙35番	12号
		嵐	乙35番	13号
		嵐	108番3	14号
		嵐	109番	15号
		嵐	112番	16号
		嵐	113番	17号
		嵐	150番	18号
		嵐	181番	19号
		嵐	196番5	20号
		本田	239番3	21号

西山（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和55年9月愛媛県告示第1157号）西山の項（以下「西山の項」という。）で指定した標柱3号と標柱2号を結んだ線、標柱2号と次に掲げる地番の土地に存する標柱11号と標柱12号を結んだ線、標柱12号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和52年3月愛媛県告示第336号）小大下中山の項で指定した標柱5号と標柱4号を結んだ線、同項で指定した標柱4号と次に掲げる地番に存する標柱13号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱17号と西山の項で指定した標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	大 字	地 番	標 柱
今治市	関前小大下	甲2845番3	11号
		甲2845番6	12号
		乙1330番	13号
		甲2881番	14号
		甲2873番	15号
		乙1337番2	16号
		乙1337番2	17号

本郷（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和54年12月愛媛県告示第1582号）本郷の項（以下「本郷の項」という。）で指定した標柱6号と標柱7号を結んだ線、標柱7号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号から標柱12号までを順次結んだ線、

標柱12号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成元年3月愛媛県告示第584号）坂の奥の項で指定した標柱3号と標柱2号を結んだ線、同項で指定した標柱2号と次に掲げる地番に存する標柱13号を結んだ線及び標柱13号と本郷の項で指定した標柱6号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
松山市	饒	乙196番地先	8号
		甲537番地先	9号
		甲540番	10号
		甲545番	11号
		甲494番	12号
		甲522番1	13号

あかがね（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成4年7月愛媛県告示第1058号）あかがねの項で指定した標柱3号、標柱2号、標柱1号、標柱12号及び標柱11号を順次結んだ線、標柱11号と次に掲げる地番の土地に存する標柱13号から標柱21号までを順次結んだ線並びに標柱21号と標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
砥部町	川井	1055番1	13号
		1146番地先	14号
		1161番	15号
		1161番	16号
		327番	17号
		324番	18号
		324番	19号
		323番	20号
		322番地先	21号

長早西（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和52年3月愛媛県告示第336号）長早西の項で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱5号を国道378号山側官民境界線で結んだ線、標柱6号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標柱
西予市	三瓶町長早	ナカノハラ	3番耕地505番1	5号
		ハトノワキ	3番耕地514番3	6号
		ハトノワキ	3番耕地514番2	7号
		ハトノワキ	3番耕地514番2	8号
		ハトノワキ	3番耕地519番	9号
		ハトノワキ	3番耕地498番	10号
		ミヤノウエ	3番耕地485番4	11号
		ミヤノウエ	3番耕地485番1	12号

妙典寺前B（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成13年10月愛媛県告示第1620号）妙典寺前Bの項で指定した標柱3号、標柱2号及び

標柱1号を順次結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱7号から標柱23号までを順次結んだ線並びに標柱23号と標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱		
宇和島市	神田川原	神田川原	56番1地先	7号		
			54番1地先	8号		
			49番1地先	9号		
			妙典寺前	笠松	乙902番地先	10号
					乙865番2地先	11号
					乙863番地先	12号
					乙857番1	13号
					乙855番	14号
					乙855番	15号
				神越	乙852番	16号
					乙853番1	17号
		乙893番3			18号	
		笠松			乙898番	19号
					乙910番1	20号
					乙901番	21号
			乙905番	22号		
			乙905番	23号		

豊の浦（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和58年3月愛媛県告示第454号）豊の浦の項で指定した標柱4号、標柱3号、標柱2号及び標柱1号を順次結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号から標柱31号までを順次結んだ線並びに標柱31号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
宇和島市	蔭淵	1330番	12号
		1330番	13号
		1373番	14号
		1397番	15号
		1399番	16号
		1422番	17号
		1589番	18号
		1637番	19号
		1679番1	20号
		1640番	21号
		1640番	22号
		1640番	23号
		1582番	24号
		1583番	25号
		1442番	26号
		1450番	27号
		1363番	28号
		1364番	29号
		1304番	30号
		1270番	31号

小松（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成3年11月愛媛県告示第

1574号)小松の項で指定した標柱5号、標柱4号及び標柱3号を順次結んだ線、標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱13号と標柱14号を結んだ線並びに標柱14号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	大 字	地 番	標 柱
鬼北町	小松	1947番	13号
		1947番	14号

深浦C(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成10年5月愛媛県告示第793号)深浦Cの項で指定した標柱18号と標柱17号を結んだ線、標柱17号と次に掲げる地番の土地に存する標柱19号から標柱25号までを順次結んだ線及び標柱25号と標柱18号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	大 字	地 番	標 柱
愛南町	深浦	979番	19号
		980番	20号
		961番	21号
		667番	22号
		572番	23号
		560番	24号
		550番	25号

○愛媛県告示第491号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定

に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
伊予三島都市計画道路
3・4・1三島枝村線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 追加する部分 四国中央市中之庄町頭王の一部
(2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第492号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
伊予三島都市計画道路
3・5・9三島中央線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 追加する部分 四国中央市具定町倉ノ内、中之庄町浦夫、浜之前、汐汲道、頭王、宮ノ上及び宮ノ西並びに中曽根町生吉の各一部
(2) 削除する部分 具定町倉之内並びに中之庄町浜之前及び汐汲道の各一部

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年2月23日	特定非営利活動法人 ミミズエコプラント研究会	浅海俊明	愛媛県今治市上浦町甘崎1920番地	この法人は、地球環境を守り、地域社会の活性化をはかるために、一般廃棄物の完全リサイクル(ゼロエミッション)を目指すミミズエコプラントの開発を目的とする。具体的には、家庭生活により発生する一般廃棄物の内、有機物(生ゴミ、燃えるゴミ)を発酵、ミミズ処理によりコンポスト化をはかり、コンポストは肥料あるいは土壌改良材として農地へ、ミミズは高品質蛋白源として養鶏、養殖魚の飼料等に活用する。本法人は以下の基本概念に基づき活動する。 ① 現在、一般廃棄物の中間処理技術の主流である焼却処理施設に変わる自然環境調和型施設を開発する。 ② ミミズエコプラントの副産物であるコンポスト、ミミズを資源として地域に新しい産業(観光農園、養殖産業)を育てる。

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があ

ったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年2月23日	特定非営利活動法人 ラーネット代替療法研究所	小林 宗子	愛媛県松山市本町六丁目6番地 7 ロータリー本町525号	この法人は、高齢者、介護者、子育て中の母親等に対して、代替療法による心身の健康維持の支援サービスに関する事業及び代替療法の普及活動に関する事業を行い、病気予防及び健康維持を図りもって、地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

○公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年3月4日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年2月21日	特定非営利活動法人 誠建会	西岡 章彦	松山市来住町1267番地2	この法人は、広く一般市民に対し、安心して地域生活を送れるよう、更生保護事業、社会福祉事業等ハンディーキャップを持った方々に関する事業を行うとともに、啓発活動により社会的偏見の改善や子どもの健全な育成を図り、あわせてまちづくりの推進や公益的活動を行う団体との連携等による差別のない豊かで安全な社会を目指した活動を行い、もって、公益の増進に寄与することを目的とする。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第1号

愛媛県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月4日

愛媛県教育委員会

委員長 井関和彦

愛媛県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和44年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第13条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第14条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

- この規則は、平成17年3月7日から施行する。
- この規則の施行前に交付された不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号。以下「整備法」という。）第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号。以下「旧商業登記法」という。）第11条第1項に規定する登記簿の謄本は、改正後の愛媛県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第4条第1項及び第14条の規定の適用については、これを登記事項証明書とみなす。整備法第53

条第5項の規定によりなおその効力を有することとされる旧商業登記法第11条第1項に規定する登記簿の謄本も、同様とする。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第4号

指定講習機関から次のとおり代表者の氏名の変更の届出があったので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年3月4日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

名 称	届出事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
城西自動車学校	代表者の氏名	岡 勉	岡 豊	平成17年1月11日

○愛媛県公安委員会告示第5号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出があったので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年3月4日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

名 称	届 出 事 項	变 更 前	变 更 後	变 更 年 月 日
城西自動車学校	代 表 者 の 氏 名	岡 勉	岡 豊	平成17年 1月11日